

火災警報に関する規則

(昭和 46 年 7 月 16 日 規則第 11 号)

改正 昭和 51 年 12 月 28 日 規則第 8 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、日高中部消防組合における消防の目的を達成するため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条に基づき、火災警報に関し必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令者)

第 2 条 火災警報の発令及び解除は、管理者の委任を受け消防長が行うものとする。

(火災警報の発令及び解除)

第 3 条 火災警報は、気象状況が火災発生及び延焼拡大の危険があると認められる次の各号の一に該当するときに発令し、該当しなくなったときに解除するものとする。

(1) 4 月から 11 月までにおいて、実効湿度 70 パーセント以下、最小湿度 50 パーセント以下で風速が 13 メートル以上となったとき又は見込みのとき。

(2) 12 月から 3 月までにおいて、実効湿度 70 パーセント以下、最小湿度 45 パーセント以下で風速が 13 メートル以上となったとき又は見込みのとき。

(3) 実効湿度 60 パーセント以下で連続的に 15 メートル以上の風速があるとき又はその見込みのとき。

(火災警報の伝達)

第 4 条 火災警報の発令及び解除の伝達要領は、別紙のとおりとする。

(火災警報発令中の遵守事項)

第 5 条 火災警報発令中における遵守事項は、日高中部消防組合火災予防条例（昭和 48 年条第 7 号）第 29 条に定めるところによる。

(消防長への委任)

第 6 条 この規則施行に関し必要な事項は、消防長の定めるところによる。

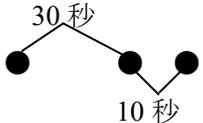
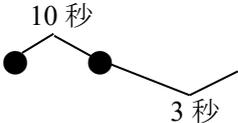
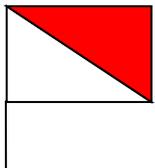
附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

火災警報の信号および伝達要領			
種 別	火災警報発令信号	火災警報解除信号	場 所
警 鐘	 1点 4点の班点		静内消防団 新冠消防団 三石消防団
サイレン	 30秒間吹鳴する	 1分間吹鳴する	消防署、静内消防団 春立、東静内分遣所 新冠支署 三石支署
旗および 吹き流し		降 下	消 防 署 三石支署 新冠支署
掲 示 板	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 火災警報発令中 </div> 赤字に白地	撤 去	消防長の指定する場所
備 考 上記による他、次のとおり伝達する。 1 消防署、新冠支署、三石支署の市街地においては広報車又は普通消防車により伝達する。			